

沖ト協発第147号  
令和3年1月7日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長  
(公印省略)

**名護警察署より旧国道449号（宮里三丁目交差点～屋部西交差点）  
最大積載量8トン以上の貨物自動車走行禁止について（周知）**

謹啓 平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、沖縄県名護警察署より別添のとおり周知依頼がございますのでご案内いたします。

旧国道449号（宮里三丁目交差点～屋部西交差点）は以前より地域住民の安全のため、大型自動車の通行自粛及び国道449号バイパス（新国道449号）への迂回をお願いしているところでしたが、令和3年1月中旬（予定）以降最大積載量8トン以上の貨物自動車は旧国道449号（宮里三丁目交差点～屋部西交差点）の走行ができなくなります（罰則あり）。

つきましては、地域住民の安全第一を考慮いただき国道449号バイパス（新国道449号）への迂回を改めてお願い申し上げます。

謹白

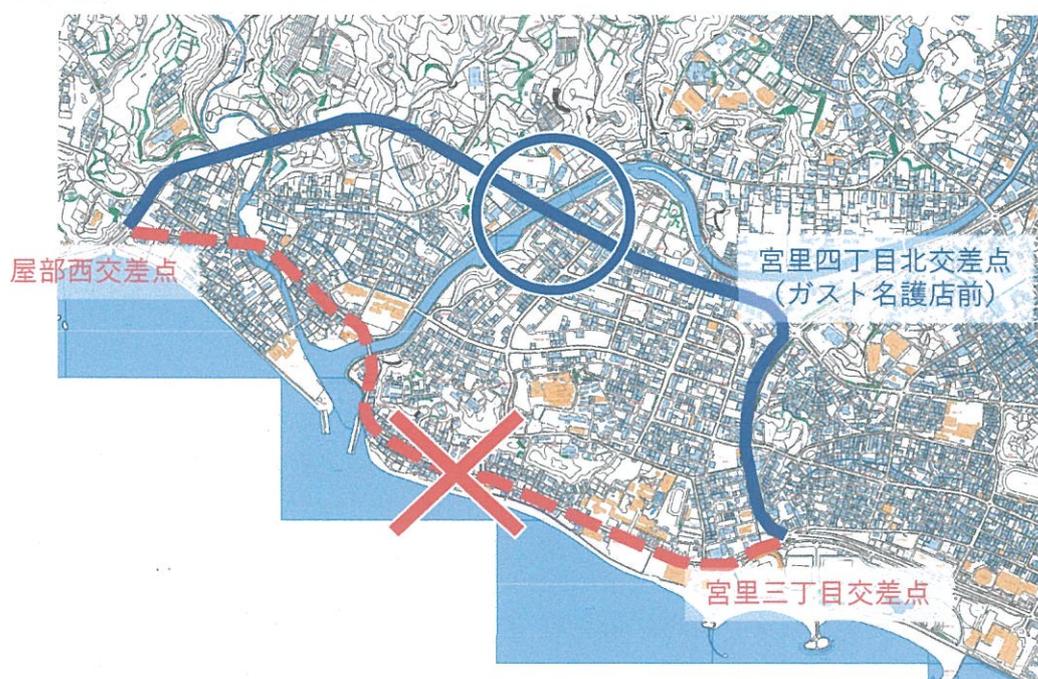
※令和3年1月中旬頃に「別紙」の道路標識が設置される予定となっており、設置された日から該当する車両は通行禁止となります。



最大積載 8 t 以上のトラック  
**走行禁止！**

旧国道449号は令和3年1月以降最大積載量8t以上の貨物自動車は走行出来ません。

国道449号バイパス(新国道449号)を走行してください。



沖縄県名護警察署

最大積載8 t以上のトラック



**走行禁止！**



**標識の意味**

この道路は、最大積  
載量8t以上の貨物  
自動車は走行禁止。

道路交通法 第8条第1項(通行の禁止等)

歩行者または車両等は、道路標識等により  
その通行を禁止されている道路またはその  
部分を通行してはならない。

**罰則(通行禁止違反)**

車両等:3月以下の懲役又は5万円以下の  
罰金、過失の場合、10万円以下の  
罰金

歩行者:2万円以下の罰金又は科料

**違反点数:2点**

**反則金:大型車9千円、普通車7千円、  
二輪車6千円、原付5千円**